

不利益処分に関する審査請求について

〇制度概要

1 審査請求ができる職員

一般職の職員（一般行政職員、教育公務員、消防職員、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員に限る。）であれば、常勤、非常勤を問いません。ただし、条件付採用期間中の職員、臨時的任用職員、企業職員及び単純労務職員は、審査請求をすることができません。

2 審査請求の対象となる事項（不利益処分）

審査請求の対象となる事項（不利益処分）としては、次のような例が挙げられます。

- ・懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- ・分限処分（免職、降任、休職、降給）

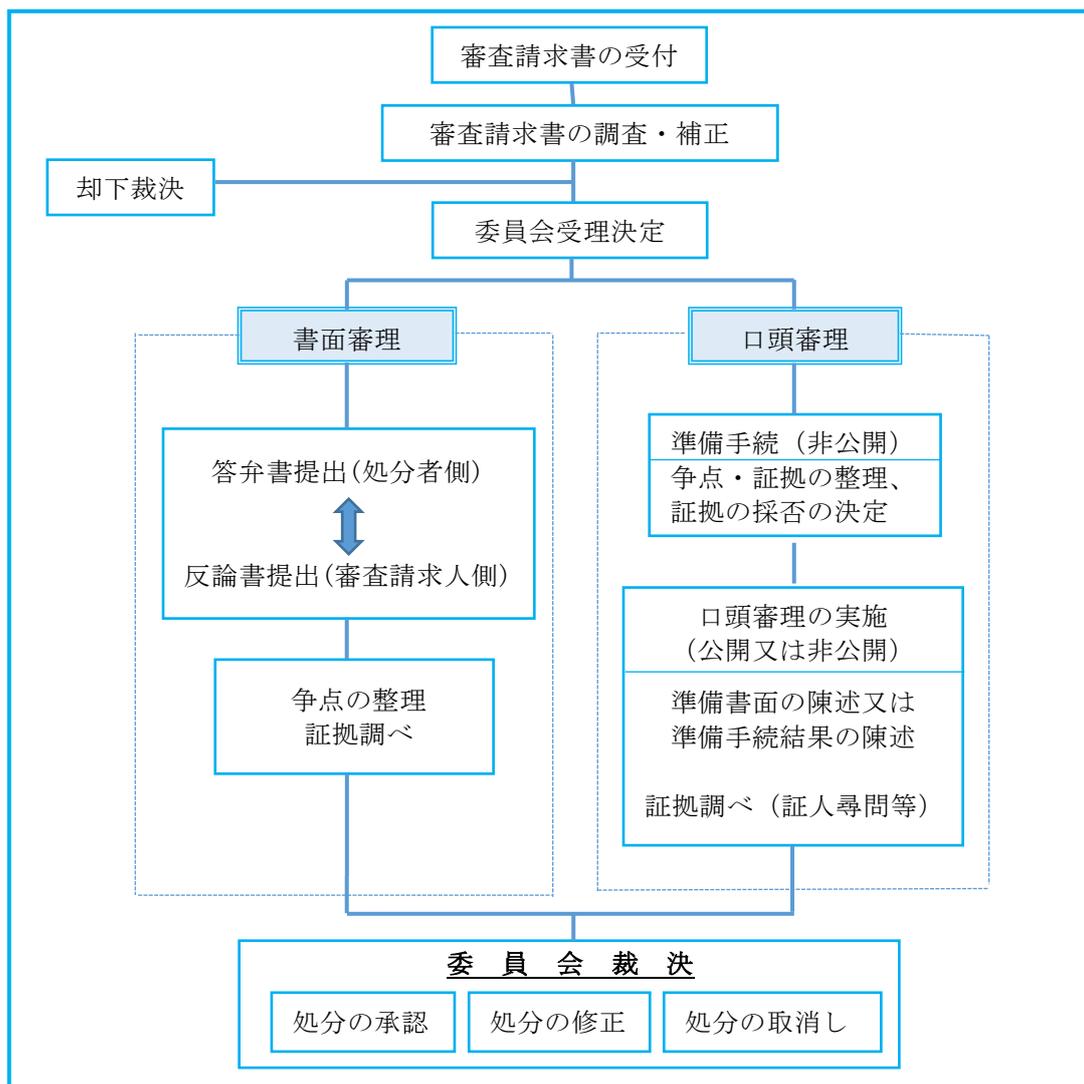
3 審査請求のできる期間

審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません。また、処分のあったことを知らなくても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることはできません。

4 審査請求の流れ

審査請求をしようとするときは、「審査請求書」に「処分説明書の写し」を添付し、正副各1通を公平委員会に提出しなければなりません。

審査請求の審査手続の流れは、次のとおりです。



問合せ：公平委員会（本庁舎2F 監査委員事務局内）

TEL 048-556-1111（内線324）